

泉佐野市防災協力農地登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害が発生した場合に避難空間、復旧用資材置場等として活用できる農地をあらかじめ登録しておくことにより、農地が農作物の生産の場だけでなく、環境面・防災面からも重要なオープンスペースであることを市民に理解を得るとともに、農地の保全と都市農業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定めるもので、泉佐野市地域防災計画により泉佐野市災害対策本部が設置された災害をいう。
- (2) 防災協力農地 第5条の規定に基づき登録された農地をいう。
- (3) 避難空間 災害を受け、又は受けるおそれのある市民等が避難する場所をいう。
- (4) 復旧用資材置場等 災害復旧工事に必要と認められる資材及びこれらに準ずるもので農地の原形復旧に支障とならないものを仮置きする場所をいう。

(登録対象農地)

第3条 登録対象農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内の農地
- (2) 前号に規定する土地以外の概ね300平方メートル以上の一団の農地
- (3) すでに登録されている防災協力農地に接する農地

(申請及び登録)

第4条 自己の所有する農地を防災協力農地として登録しようとする者は、泉佐野市防災協力農地登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 前項の農地に小作権等が設定されている場合の農地の所有者は、前項に規定する申請について当該権利者の同意を得るものとする。

3 市長は、登録申請のあった農地が防災協力農地として適当であることを確認したときは、泉佐野市防災協力農地登録簿(様式第2号)に記載するものとする。

(登録証の交付等)

第5条 市長は、前条第3項の規定により農地を防災協力農地として登録したときは、その申請をした所有者に泉佐野市防災協力農地登録証(様式第3号。以下「登録証」という。)を交付するとともに、必要に応じてその旨を表示する標識を当該防災協力農地に設置するものとする。

(登録の期間及び更新)

第6条 防災協力農地の登録期間は、登録日から2年を経過した日後の最初の3月31日までとする。ただし、市長が当該農地を防災協力農地として必要がないと認

めた場合又は登録をした所有者（以下「登録者」という。）が登録を継続しない旨の意思表示をした場合を除き、期間満了毎に3年間登録を自動的に更新し、以降も同様とする。

- 2 前条の登録証は、登録の継続に際しても登録者に交付するものとする。
- 3 登録期間中、登録の取り消しをしようとする登録者は、泉佐野市防災協力農地登録取消届出書（様式第4号）により、市長に届け出るものとする。
- 4 市長は、防災協力農地について、前項の規定による届出があった場合又は第3条各号に掲げる要件にいずれも該当しなくなった場合若しくは該当しなくなることが明らかになった場合は、当該防災協力農地の登録を取り消すものとする。この場合において、市長は、泉佐野市防災協力農地取消通知書（様式第5号）により、当該登録者にその旨を通知するものとする。

（災害時の使用）

第7条 市長は、災害が発生した場合は、防災協力農地を避難空間又は災害復旧用資材置場等として使用することができる。

- 2 市長は、災害が発生した場合に、防災農地を8日以上避難空間として使用する場合又は復旧資材置場等として使用する場合は、登録者にその使用を要請するものとする。
- 3 前項の使用の要請は、文書で通知する。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭その他文書以外の方法によって行うことができる。

（使用期間）

第8条 前条第2項の規定に係る防災協力農地の使用期間は、2年以内とする。ただし、市長が特に必要であると認めた場合は、登録者の同意を得て、これを延長することができる。

（補償及び土地使用料等）

第9条 防災協力農地を使用した場合の補償、土地使用料等は、別表に定めるとおりとする。

（原状回復）

第10条 市長は、防災協力農地の使用が終了したときは、速やかにこれを原状に回復し、所有者に返還するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表（第9条関係）

- 1 防災協力農地を第7条第1項による緊急避難場所として一時（7日間以内）使用した場合において、当該農地に立毛がある場合。（災害時の使用状況及び立毛状況を、登録者の申出により市が現地調査を行い立毛補償する。）

立毛補償	当該立毛の粗収入見込み額から、立毛に市場価格があるときは、その時点での処分価格を控除した額又は農作物を作付けするため投下した費用（種苗、肥料等）のいずれかの額を補償する。
------	---

- 2 防災協力農地を第7条第2項による緊急避難場所として一時（8日以上）使用した場合又は災害復旧用資材置場等として使用した場合。

使用の区分	土地使用料等		農業補償
	固定資産税 都市計画税	使用料	
耕作地	当該土地の固定資産税・都市計画税額を使用月数に応じて計算した額	当該土地の固定資産税・都市計画税の税相当額を使用月数に応じて計算した額	当該農地における農業収入の見込み額又は前項に規定する立毛補償額
不耕作地			なし

（注1）生産緑地における使用料の計算については、該当農地を生産緑地から指定除外した場合の税相当額を支払う。

（注2）使用期間、用途にかかわらず市の原状回復に際し、土の入替えを行った農地については、土地の地力低下が予測されるので、農業補償額を基準として、返還後1年目50%、2年目25%相当額を補償する。

（注3）土地使用料等を計算する場合において、使用した月が1月に満たない場合においても1月として計算する。